

令和6年第14回花巻市教育委員会議定例会 議事録

1. 開催日時

令和6年12月25日（水）午前10時00分～午前11時29分

2. 開催場所

石鳥谷総合支所 大会議室

3. 出席者（6名）

教育長 佐藤 勝

委員 中村 弘樹

委員 役重 眞喜子

委員 衣更着 潤

委員 熊谷 勇夫

委員 中村 祐美子

4. 説明のため出席した職員

教育部長 瀬川 幾子

生涯学習部長 菅野 圭

教育企画課長 及川 盛敬

学務管理課長 高橋 晃一

学校教育課長 菅野 弘

就学前教育課長 大川 尚子

文化財課長 上野 剛

5. 書記

教育企画課長補佐 畠山 英俊

教育企画課 総務企画係長 佐藤 伸昭

教育企画課 総務企画係主査 谷藤 聖裕

6. 議事録

○佐藤教育長

只今から、令和6年第14回花巻市教育委員会議定例会を開会いたします。

会議の日時、令和6年12月25日、午前10時。

会議の場所、石鳥谷総合支所、大会議室。

日程第1、会期の決定であります。本日一日とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

異議なしと認め、本日一日と決定いたします。

日程第 2、議事に入ります。

議案第 44 号「花巻市学校給食センター運営委員会委員の任命に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明をお願いいたします。高橋学務管理課長。

○高橋学務管理課長

議案第 44 号「花巻市学校給食センター運営委員会委員の任命に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

花巻市学校給食センター運営委員会は、花巻市学校給食センター管理運営規則第 6 条の規定により、花巻市学校給食センターの運営を適正かつ円滑にするため、教育委員会の附属機関として設置された委員会であります。

本委員会は、規則第 7 条の規定により、市立小、中学校長及び校長が指名する職員、市立小、中学校 P T A から推薦された者及び識見を有する者により、15 名以内をもって組織することとしておりますが、現委員の任期が令和 6 年 12 月 31 日をもって満了となりますことから、再任 10 名、新任 3 名の合計 13 名を、新たに任命しようとするものであります。

議案書 1 ページと議案第 44 号資料を併せてご覧ください。

新たに委員に任命しようとする者は、議案書に記載の 13 名であります。

任期は、令和 7 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの 2 年であります。

以上で説明を終わりますが、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今、事務局から説明がございました。

本案は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

ご異議ありませんので、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

議案第 44 号「花巻市学校給食センター運営委員会委員の任命に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

異議なしと認め、議案第 44 号は原案のとおり議決されました。

日程第 3、報告事項に入ります。

令和 6 年第 4 回花巻市議会定例会教育関係事項について、事務局から報告をお願いいたします。瀬川教育部長。

○瀬川教育部長

令和 6 年第 4 回花巻市議会定例会教育関係事項について、ご報告いたします。

資料は No. 1－1 になります。

会期は、12 月 6 日から 20 日までの 15 日間でした。

はじめに行政報告です。「アニメージュとジブリ展」花巻市博物館展について、本年 7 月 20 日から 9 月 23 日まで開催し、成功裏に終えたことを報告いたしました。

議会に報告した内容は、資料 No. 1－2 になります。

こちらにつきましては、先月の教育委員会議で報告させていただいておりますので、詳細につきましては略させていただきます。

続きまして、資料 No. 1－1 にお戻りいただき、一般質問についてです。

今回は、登壇議員 15 名中 5 名の議員から、教育行政について質問がありました。答弁の詳細につきましては、資料 No. 1－3 となります。

それでは 1 件目、伊藤盛幸議員から、生涯学習について 2 件の質問がありました。

1 点目は、社会教育の補助執行についてでございます。こちらは市長答弁でございますので、後ほど生涯学習部長から報告いたします。

教育長からは、2 点目の生涯学習の位置づけについて答弁しております。伊藤議員からは、教育基本法第 3 条に生涯学習の理念が規定されており、学校教育や社会教育を含めたものを生涯学習と位置づけた方が、法の理念にかなうのではないかと、第 3 期花巻市教育振興基本計画の中に生涯学習が盛り込まれており、生涯学習所管の部課長が、教育振興審議会と社会教育委員会議に出席して二重に説明しなければならない状況であり、補助執行している意味はあるのか、かつて市では、生涯学習推進計画を独自に策定していたが、次期教育振興基本計画にも生涯学習を位置づけるのか、生涯学習の理念と市が補助執行している狙いとを考えたとき、それは妥当なのかとの質問がありました。

これにつきましては、答弁は資料 No. 1－3、1 ページからとなります。

生涯学習は、教育基本法第 3 条に規定されている理念に即して、社会教育や学校教育等に係る学びを含めた広義の視点を持って推進することが必要であると認識しており、その上で、現行の第 3 期花巻市教育振興基本計画では、生涯学習に関する分野として「生涯学習の推進」「スポーツの振興」「芸術文化の振興」を政策の柱として掲げており、現在は市長部局の生涯学習部において各種事業を推進していること、生涯学習部が、教育振興審議会と社会教育委員会議に出席して説明しなければならないということについては、まず、教育振興審議会については、教育行政の施策全般について審議する機関であり、補助執行している社会

教育等の事業も、教育の振興のための施策に関する基本的な計画である教育振興基本計画に掲げられていることから、事業の担当部として会議に出席し説明しているものであること、社会教育委員会については、教育振興基本計画の社会教育に関する部分における事業の実施状況などについて、専門的な立場から意見を伺うため、生涯学習部で会議を開催しているものであること、これらのそれぞれの役割を持つ機関が、有機的に機能することが大切であり、それぞれの会議で説明することは、施策の充実を図る上で重要であると捉えていることをお答えしております。

また、計画に関しましては、国の教育振興基本計画では、教育基本法第 17 条において、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策、その他必要な事項について、基本的な計画を定めることとされており、学校教育だけを対象としているものではなく、社会教育を含む生涯学習も対象とした教育振興基本計画となっており、これは、県の教育振興計画においても同様であること、かつて市では、生涯学習振興計画を個別に策定していたが、令和 2 年度に策定した現行の第 3 期教育振興基本計画では、国の教育振興基本計画と同様に、学校教育のみならず社会教育を含む生涯学習についても対象とし、従来の市の生涯学習振興計画を包含することとしたこと、教育基本法第 17 条第 2 項において、地方公共団体の教育振興基本計画は、国の教育振興基本計画を参酌することとなっており、教育委員会としては総合的な観点から、学校教育と社会教育を含む生涯学習を網羅した計画とすることが、教育基本法第 3 条の理念にかなうものと捉え、次期の計画においてもそのような形で進めていくことは妥当であると考えていることを答弁しております。

2 件目は、羽山るみ子議員から、ラーケーションを導入する考えはないか伺うとの質問でございます。ラーケーションは、ラーニングとバケーションを組み合わせた造語であり、子どもが家族とともに学校外での学びを目的として休暇を取得することで、親子で過ごす時間を増やししながら学習に繋げる、学び方改革や保護者の休み方改革にも繋がるなどのことで取組を始めた自治体があることから、市でも導入する考えはないかとの質問でございました。

この答弁につきましては、15 ページ目からとなります。

ラーケーションは、児童生徒が平日に年間 3 日から 5 日、学校を休み、保護者や家族と一緒に学校外で行う体験活動で、愛知県や茨城県で導入している市町村があり、児童生徒が保護者と相談しながら多様な体験活動を計画・実施することにより、家族との対話の時間が増え、学びに対する主体性や知的好奇心の向上が期待できるほか、保護者にとっても子どもと触れ合う時間が増え、ワークライフバランスの充実を図ることができる取組であるとされておりますが、一方で、教育委員会では、ラーケーションの日として学校を休んだ児童生徒への補習が難しい学習の保障や、全ての児童生徒がラーケーションを実施することは困難であり、不平等感が懸念されるなど、慎重に検討すべき課題があると捉えており、先行して取り組んでいる自治体の成果と課題を注視していきたいとの答弁をしております。

3 件目は、鹿討康弘議員から不登校について 3 点の質問がございました。

答弁資料は、7 ページ目からとなります。

1 点目は、不登校児童を抱える家庭において、適応指導教室「風の子ひろば」やフリースクールへの送迎のため、実際に仕事を休職した方がいるということで、送迎支援ができないかとの質問でございました。

「風の子ひろば」に通級している児童生徒の通級の手段としては、多くが保護者等の送迎によっており、市内のフリースクールにおいても同様の状況であること、その理由といたしまして、様々な悩みや不安を抱えながら通級する児童生徒の安全確保の面や、送迎時に教育相談員と保護者との連携を深めることが、当該児童生徒に必要な支援を行う上で重要であることをお答えしております。しかし、送迎が難しい保護者の方々には、ご不便をおかけしていることも事実であり、現在は「風の子ひろば」の教育相談員によるアウトリーチ支援などに取り組んでおりますが、児童生徒が家庭で孤立する状況を防ぎ、必要な支援を行うための方法について研究してまいりたい旨、答弁しております。

また、今年度から生徒支援員の配置により、校内教育支援センターの設置を進めていることも併せてお答えしております。

2 点目は、不登校児童等への対応について、学校によって差があると感じられることから、統一的な支援ができないものかとの質問でございました。「風の子ひろば」を含めた不登校対策や不登校児童生徒への支援については、校長会において共通理解を図ってきたものの、「風の子ひろば」に関する情報が学校から保護者へ適切に提供されていなかったとのことであり、学校からの回答が適切に行われるよう努めるほか、教育委員会や「風の子ひろば」に直接気軽にお問い合わせいただけることも案内できるよう、周知を図っていききたいこととお答えしております。

また、保護者から相談のあったお子さんの状況によっては、ケース会議を行い、必要と判断した場合には発達検査を実施して改善に向けて検討することや、専門家チームの委員を含めて協議を行い、医療と連携して支援し改善を図るケースもあるが、児童生徒一人ひとりの状況を踏まえ、保護者にしっかりとご理解いただけるよう、より丁寧に説明を行いながら児童生徒の支援に努めていく旨、答弁しております。

3 点目は、不登校児童の居場所として、安心して預けることができる学童クラブの活用や連携はできないものかとの質問でありました。このことにつきましては、国が定める放課後学童クラブ運営指針における事業目的に照らし、開所時間内の対応は可能と考えるものの、開所時間以外の時間帯での不登校児童の居場所としては目的外使用となり、また、公的支援制度もなく、人員確保も必要となってくることから難しいものとお答えしております。

しかし、保護者の中には、お仕事の関係で苦勞されている方もいらっしゃることは認識しており、また、現在、不登校児童生徒をはじめとする子どもの居場所づくりに関心を持つ NPO 等の民間団体もあることから、今後、先行事例を参考に検討していきたい旨、答弁しております。

4 件目、阿部一男議員から、有機農業に関し、学校給食において有機農業で生産された米や野菜を導入する考えはないか、また、有機米を導入する場合、割高になると思われるが、給食材料費にどれくらいの差が生じるのかとの質問でございました。

答弁資料は、13 ページからとなります。

この質問の背景には、花巻市が有機農業の推進に向けて、本年 11 月にオーガニックビレッジ宣言を行ったこともございます。有機農産物の導入にあたっては、作物ごとの生産量や流通実態の把握が必要であること、学校給食での需要量を継続的に確保できるかという点や、品ぞろえ、慣行栽培の農作物より高価なことから学校給食費で賄えるかという点など、課題があるものの、食育や環境教育の観点からも意義があるものと捉えていることから、本年 11 月の市のオーガニックビレッジ宣言を契機に、有機米について一定量が確保でき、受入体制が整った場合には、限定的になると思うが、市の関係部署等と協議の上、市の助成を講じることも想定しながら試験的に実施することについて検討していきたい旨、答弁しております。

また、有機米を導入した場合の食材料費の差につきましては、1 kg 当たり 232 円の増、市全体では 1 日 600 kg を使用するため、1 日 13 万 9,000 円の増、年間では 1,810 万円の増となること、1 食当たりの単価では小学生が 33 円増、年間では約 5,500 円の増、中学生が 1 食あたり 45 円増、年間では約 7,500 円の増となる見込みであることをお答えしております。

5 件目、佐々木精市議員から、小中学校のいじめ問題について 2 点の質問がございました。答弁資料は 17 ページからとなります。

1 点目、現状について、過去 5 年間のいじめの件数とどのようないじめが報告されているのかとの質問でございます。市内小中学校のいじめの認知件数は、小中学校の合計で申し上げますが、令和 2 年度 213 件、令和 3 年度 273 件、令和 4 年度 257 件、令和 5 年度 218 件、令和 6 年度は 10 月末現在で、148 件となっており、いじめの内容といたしましては、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」いわゆる言葉の暴力が、小学校、中学校ともに最も多いことをお答えしております。

2 点目は、どのような対策に取り組んでいるのか、報告の体制と防止啓発についての質問でございます。いじめに対応する体制といたしましては、学校では、児童生徒やその保護者等からいじめの報告があった場合は、各学校で策定している学校いじめ基本方針に基づき、学校いじめ対策組織において、事実確認のための当該児童生徒や周囲の児童生徒への聞き取り、加害者に対して反省を促す指導、被害者に対して今後安心して学校生活を送るための見守りなどを、それぞれの保護者と連携しながら行っていること、各学校が認知したいじめについては、全て教育委員会へ報告があり、学校の対応が難しい事案等については、スクールソーシャルワーカーや教育相談員、担当指導主事が学校訪問し、学校への対応の支援を行っていること、いじめの報告の流れについては、被害を受けた児童生徒やその保護者から学級担任等の教職員、スクールカウンセラーが直接相談を受けるほか、市の教育相談室や教育

委員会のいじめ相談ダイヤルに保護者が相談するケースなど様々なケースがあるが、いずれも学校と教育委員会が情報を共有できる体制となっていることをお答えしております。

また、防止対策につきましては、学校において、道徳科をはじめとする各教科の学習や学級活動、児童会・生徒会活動、クラブ活動、学校行事などの特別活動を通じて、他者に対して思いやりの心を持って接することや、仲間と協力して物事に取り組むことの大切さについて、理解を深め、児童生徒の豊かな心を育む教育活動を行っており、いじめの未然防止に努めるとともに、実際にいじめが起こった際は、迅速に必要な措置を講ずるなど、早期発見、早期解決に引き続き取り組んでいく旨、答弁しております。

一般質問につきましては、以上でございます。

続きまして、資料 No.の 1－1 にお戻りいただき、3 ページ、3、議案審議についてでございます。

1 の工事の請負契約の変更につきましては、1 件の議案を提出し可決されております。

その内容でございますが、桜台小学校長寿命化改良（建築）工事について、変更の内容は、契約金額について 6 億 4,293 万 9,000 円を 2,329 万 8,000 円増額し、6 億 6,623 万 7,000 円とするものです。

変更理由であります。本校舎棟北側の外壁及び建物内部の建具や内装部分の劣化が、設計調査結果による当初の見込みよりも著しく、追加の補修が必要となったことから工事費を増額するものであります。

続きまして、2 番の令和 6 年度一般会計補正予算（第 8 号）でございます。

資料 No.は 1－4 になります。上から順にご説明いたします。

まず、教育企画課分です。一般行政経費（人件費）123 万 7,000 円は、職員の時間外手当の補正です。

小学校施設維持事業費は、事業費の組換えでございます。

歳入、寄付金、教育振興 14 万円は、市内の団体及び企業からの寄付でありまして、寄付者の意向に沿い、一般行政経費（中学校施設）において、東和中学校の備品購入費として計上するものであります。

次に、教育債、学校施設 360 万円は、西南中学校テニスコートの屋外照明 LED 化に伴う財源調整により増額するものです。

中学校施設維持事業費 2,733 万 5,000 円は、実施設計を行ってございました湯本中学校校舎屋上東側部分の防水改修費や老朽化により必要となった南城中学校の玄関ポーチの改修費を計上するほか、事業費の整理をするものです。

次のページになります。

学務管理課、歳入、教育振興 150 万円は、市内企業及び市外の方からの寄付でございます。このうち歳出において一般行政経費（育英）100 万円は、花巻市奨学基金へ繰り出し、寄付者の意向に沿いまして奨学金の貸付原資として活用するものです。

また、小学校教育運営費 25 万円、中学校教育運営費 25 万円は、寄付者の意向に沿いま

して、湯本小・中学校にそれぞれ図書購入費として計上するものです。

続きまして、文化財課、一般行政経費（人件費）77 万 9,000 円は、職員の時間外手当の補正です。

博物館、一般行政経費（人件費）64 万 9,000 円は、職員の時間外手当の補正です。

3 ページから 6 ページは、各課で任用している会計年度任用職員の給料表等の改定による人件費の補正となります。

続きまして、7 ページは、繰越明許費の補正、追加でございます。

教育企画課、小学校施設維持事業は、太田小学校のプールサイド改修工事費が入札不調となり、適正工期の確保が困難となったために繰り越すものです。

次の中学校施設維持事業は、本補正予算に計上する工事等に一定の時間を要しますことから繰り越すものであります。

次に、資料 No. の 1－1 にお戻りいただきまして、3 ページ目になりますが、請願、意見書でございます。

岩手県教職員組合花北遠野支部から議会に対し、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性のある学校の働き方改革を求める意見書の提出を求めることについての請願が提出されたところであります。

請願事項は、一つ目に「給特法」を廃止し労働基準法を完全適用すること。

二つ目は、実効性のある学校の働き方改革を進める観点から、国として具体的業務削減策を示すことでありまして、12 月 16 日に文教福祉常任委員会で審査が行われ、説明員として出席してまいりました。

議会では、審議の結果、こちらの請願は採択となっております。

また、これに伴いまして、表記の二つの意見書案が発議され、これにつきましても可決されております。

教育委員会関係分の議会報告につきましては、以上となります。

○佐藤教育長

では、追って生涯学習関係について、菅野生涯学習部長、お願いいたします。

○菅野生涯学習部長

それでは、生涯学習部の補助執行部分についてご報告いたします。

資料 No. 1－1 の 4 ページをご覧ください。

一般質問は 3 名の議員から質問がございました。答弁の詳細につきましては、資料 No. 1－3 の 21 ページからご覧ください。以下、概要をお話させていただきます。

一人目の本館憲一議員からは、新花巻図書館の建設地について、6 点の質問があり 1 点目の旧総合花巻病院跡地の安全性についての質問については、総合花巻病院跡地の北側及び東側には、土砂災害防止法による「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」、また、急傾斜地法により指定される「急傾斜地区域」と「誘発助長区域」等があり、市民説明会で安全性について質問があったことから議会においても確認するという趣旨のもので、県や

コンサルタントによると、土砂災害特別警戒区域と急傾斜地区域については、建物の建築はできない、その他の区域については、公共的な土地利用を検討することは難しいとの見解をいただいていること、図書館を整備することが想定されている北側の平坦地及び駐車場整備が想定されている新たに土盛りされた南側は、先ほどの各区域には該当しないところで、コンサルタントはそれを踏まえて、図書館や駐車場の整備地に想定したものであること、その上でコンサルタントは、支持地盤の確認等のため、ボーリング調査を実施することにしており、調査結果によっては、建物、駐車場の設計内容に影響を与える可能性は否定できないと考えている旨、答弁しております。

次に、2点目の駅前候補地での電磁波、振動、騒音の影響についての質問については、電磁波について、市民説明会で花巻駅西口にある花巻変電所から生じる電磁波について心配はないのか、とする趣旨の質問があったため確認するという趣旨のもので、市では、東北電力ネットワークを訪問し、変電所の状況と電磁波について確認したところ、人の健康に影響があるか長く研究されている電磁波の磁界は、電気が流れると必然的に生じるので、家電からも発生していること、WHOが2005年に電磁界の健康リスクを評価した結果に基づき、国際非電離放射線防護委員会が2010年に策定したガイドラインを公開しており、一般の人へのばく露制限値を200マイクロテスラとしていること、日本では、その制限値を踏まえ、経済産業省が省令で発生する磁界の強さを規定していること、その上で経済産業省は毎年、全国60ヶ所の変電所で調査を行い、その結果を公表しているが、変電施設の磁界の強さは、一番強い箇所で9マイクロテスラ程度とのことで、定められた基準である200マイクロテスラと比較して大きく下回っており、変電所施設周辺については、人の健康を心配するレベルではなく、さらに電磁波は、距離に応じて急激に弱くなる性質があり、駅前候補地では限りなくゼロに近いものになるという旨、お答えしております。

また、振動と騒音については、同様に駅周辺にある他自治体の図書館の職員に聞き取りしたところ、「気になるレベルではなく利用者からのクレームもない」「特段、事前調査などはしなかった」「設計時に線路側についてガラス窓にしないなど考慮した」との回答をいただいたほか、駅の隣接地に図書館を建設する例は数多くあるが、振動、騒音があったとの情報を得ていないこと、また、市の建設部や外部の建築士に確認したところ、建物内部への影響を抑える設計をすることは十分に可能であると聞いている旨、お答えしております。

次に、3点目の事業費が安い方にすべきという意見に対する市の考えを伺うとの質問については、地方財政法第4条と地方自治法第2条第14項に対する考えも併せて聞くという趣旨のもので、市では公共事業などの実施にあたっては、費用のみならず、効果も考えて実施する事業の内容を決めており、また、市における公共事業を含めた事務事業評価は、地方自治法第2条第14項に基づき毎年度評価していること、今回、市民会会議において、市民同士で話し合っていただき、意見の集約を図ろうとしていることも、単に経費を切り詰めるだけの視点だけではなく、「住民の福祉の増進」と「最少の経費で最大の効果」を求める地方自治法第2条第14項及び「目的を達成するための必要且つ最小限度」なものであるこ

とを求める地方財政法第4条第1項の基本理念に合致するものと考えている旨、答弁しております。

4点目の市有地が望ましいとする議会意見に対する市の見解を伺うとの質問については、令和2年3月に図書館整備に関する新花巻図書館整備特別委員会が設置され、12月に委員長報告があり、建設用地については、「建設用地は市有地とすること。借地に建設することにより、将来にわたる財政負担と土地利用上における権利関係の不安要素は避けるべきであること。」としたものへの市の見解を聞く趣旨のもので、建設場所については、提言の中では、「新花巻図書館整備基本構想の建設場所に関する方針に基づき、都市機能誘導区域内へ整備することとし、市が提案する花巻駅周辺及びまなび学園周辺のいずれかとされたいこと」としており、借地に建設すべきでないとする一方、花巻駅周辺において図書館建設に適切な市の所有地がない状況のもと、市が提案する花巻駅周辺及びまなび学園周辺のいずれかとされていたことから、市としては、市が想定していた花巻駅周辺のJ R所有地を購入し、市所有地とした上で図書館を建設することについては否定されていないと考えてきたこと、新花巻図書館整備特別委員会の提言を尊重し、当初の新図書館の建設用地について定期借地権によって利用権を確保するという方針を取りやめ、取得により、市有地化したJ R所有土地への整備の可能性も検討してきたという旨、お答えしてございます。

次に、5点目の市民会議の役割と建設地の決定及び時期についての質問については、市民会議では、メインファシリテーターに、慶應義塾大学大学院の山口先生をお迎えし、市民同士で二つの候補地のメリット・デメリットを出し合い、デメリットについては、何らかの形で解決することができないかなど話し合っていたこと、その上で、どちらの場所が良いか意見の集約を図っていただきたいと考えており、市が判断するに当たって、その結果を重く尊重し、判断の材料としたいと考えていること、基本計画案が示される時期については、市民会議が全3回、必要に応じて4回開催することを考えており、市としては2月までに終わり、意見が集約されてくることを期待しており、その会議結果を真摯に受け止めた上で、建設場所を含めた基本計画案をその後速やかに策定したいと考えている旨、答弁しております。

次に、6点目のJ R東日本との協議についての質問については、図書館建設用地が総合花巻病院跡地に決まった場合、市はJ R東日本に駅前土地の購入を断ることができるのか疑問だとの趣旨の質問で、J R東日本は当初、建物の賃料により利益を得ていたため、市に土地を売却できないとの考えをはっきり示していたこと、そのことを踏まえ、市は当該土地を定期借地し、賃料を支払うスキームを検討していたが、令和2年の新花巻図書館整備特別委員会の提言を踏まえ、定期借地ではなく購入して市の所有とした上で、図書館建設地として検討することに方針転換したこと、市の考えを受けて、J R東日本は市が当該土地を所有の上、図書館として活用したいのであれば、売買の条件によっては売却してよいとの事務レベルの方針を示したが、市が図書館を建設すると正式に決めるまでは、売買の具体的な条件を協議することや、同社上層部の承認を求めることはできないとしており、この時点において

市に買ってほしいとの積極的な考えを示していなかったこと、その後、市として市民の意見を聞きながら、建設候補地を検討する中で、建設候補地は、総合花巻病院跡地と花巻駅前のＪＲ所有地に絞れてきたところ、売買価格や建設事業費がわからない状況では判断できないとの市民の意見があり、市はＪＲ東日本に対し、市民との話し合いを進めるために売買価格等の条件を市民に提示する必要があることを説明し、売買の条件を提示することを求めたところ、ＪＲ東日本は市の状況を理解し、令和５年１１月に売買の条件について提示したが、この時点でもＪＲ東日本は、花巻市が建設場所を検討するために必要であるならばということで条件を示したものであり、当該土地を花巻市に買ってほしいとの意向は一切示していなかったこと、このような状況からＪＲ東日本は、市が必要とするなら土地を譲渡しても良いとの考えはあるものの、市に買ってほしいとの考えはそもそもないこと、また、図書館の建設場所が、総合花巻病院跡地に決まる可能性があることについては、ＪＲは十分理解しており、今後、建設場所が総合花巻病院跡地に決定された場合において、市がＪＲ東日本の土地を譲り受けないことが約束違反ととられる可能性は全くないという旨、答弁してございます。

次に、二人目の伊藤盛幸議員の質問になりますが、資料の方は３８ページになります。

伊藤盛幸議員からは、新花巻図書館の整備についてと生涯学習についての２件の質問があり、１件目の新花巻図書館について、市民会議の結果はどのように反映されるのかとの質問については、本館憲一議員の５点目の市民会議の役割と建設地の決定及び時期についての質問と同様の答弁をしております。

２件目の生涯学習については、４１ページになりますけれども、社会教育の補助執行についての質問で、社会教育を含む生涯学習の推進については、様々な世代を対象とした芸術文化の振興や持続的な地域コミュニティを支える基盤づくりに資するという観点から、まちづくりにとって重要だと捉えており、社会教育事業等や社会教育施設を教育委員会から市長部局の生涯学習部に補助執行するという手法で進めていること、市長部局において、補助執行している社会教育事業等については、教育委員会の権限に属する事務であることから、市の教育振興のための施策に関する基本的な計画である「花巻市教育振興基本計画」に掲げ、毎年、主要事業について、花巻市教育振興審議会において進捗状況との評価を行い、事務事業の見直しや新規施策により、次年度以降の取組に反映させるよう進めていること、また、社会教育委員会において、毎年、事業計画や事業報告などを行い、評価をいただいていること、「生涯学習の推進」における成果指標、「日頃、学習活動や趣味、運動などに取り組んでいる市民の割合」については、コロナの影響から目標値を下回っている状況であるが、前年度から比較するとかなり回復してきており、委員からは、社会教育事業として行っている講座や各施設などで行っている企画事業等について良好な評価をいただいていること、また、令和４年１２月に開催した花巻市総合教育会議においても、社会教育の課題についてと題し、国の動向やこれまでの経緯、社会教育委員による評価などを踏まえ、状況把握を行いながら、中期的な視点での今後のあるべき姿について協議をしていること、その中で

は、「教育委員会や学校との情報共有・連携強化の必要性」、「若者向け事業の構築」、「ＩＣＴを活用した情報コンテンツの支援」など新たな方策への検討を課題として捉えており、今後の社会教育の充実に向け、取り組むべき事項として説明し、ご理解をいただいたこと、社会教育等による人づくりの取組は、まちづくりにとって大きな成果が期待され、これらを一体的に進めていくことがより効果的であると捉えていることから、今後も継続性を大切に、市長部局において補助執行していく旨、お答えしています。

次に、三人目の久保田彰孝議員からは、資料の方は 44 ページになりますけれども、新花巻図書館について 2 点質問があり、1 点目の市民説明会ではどのような意見が出されたのかとの質問については、新花巻図書館建設候補地比較調査の結果についての市民説明会は、11 月 10 日から 14 日まで旧 1 市 3 町の 4 地域で開催し、参加者は複数回参加された方、市議会議員の方々や報道機関を含め、花巻 52 人、大迫 9 人、東和 25 人、石鳥谷 16 人の延べ 102 人の方に参加いただいたこと、今回の市民説明会では比較調査結果の概要を提示して、その内容を説明し、ご質問にお答えし、駅前について、駐車場プラス 60 台では駅やなはんプラザの利用等を考えると足りないのではないかととの質問があり、駅は 98 台のプラスとなる、専門のコンサルタントに調査を依頼し、駅前では日常的に 60 台が空いていることから 120 台をカバーできるのではないかと回答したこと、また、線路から 6 m しかないが、駅前に建設した場合、線路に近くうるさいのではないかととの質問があり、東北本線までは 20m 以上離れており、すぐ横を新幹線の高架が通っている図書館の職員にお話を聞いたが、特に問題はないと言われたこと、また、東北本線で貨物も通る駅に隣接している図書館にも聞いてみると、問題はないということで、この距離であれば対策をすれば大丈夫ではないかと回答したこと、病院跡地の土地利用計画図について、災害リスクが大きい印象を突然与えられた、このような場所に図書館を建てられないのではないかととの質問があり、議会の特別委員会等で急傾斜地が含まれていることは説明している、この場所については、県が指定しており、コンサルタントと確認をし、今回は建設可能な区域に建てることをお示ししていると回答したこと、また、今回の市民説明会は比較調査について説明し、調査結果についてのご質問をお聞きするという趣旨で開催したものだったが、総合花巻病院跡地がいいという意見や、花巻駅前がいいという意見、双方あったことをお答えしております。

次に、2 点目の建設候補地の最終決定はいつになる見込みかとの質問については、本館憲一議員の 5 点目の市民会議の役割と建設地の決定及び時期についての質問と同様の答弁をさせていただきます。

一般質問については以上となります。

次に、議案審議ですが、令和 6 年度一般会計補正予算（第 8 号）についてですが、資料 No. 1－4 の 8 ページをご覧ください。

宮沢賢治イーハトーブ館の歳入、教育振興 500 万円については、宮沢賢治の普及・啓発（後進育成）としての寄付金をいただいたもので、宮沢賢治学会イーハトーブセンターでの活用を考えております。

その他につきましては、電気料、時間外手当の増額、会計年度任用職員の給料法改定による人件費の増額になりますので、説明を省略させていただきます。

報告については、以上となります。

○佐藤教育長

市議会関係の行政報告から補正、それから、議案審議の中での請願、そして一般質問と一括してご説明申し上げましたが、このことについて、ご意見、あるいは、ご質問等ございませんでしょうか。

衣更着委員。

○衣更着委員

言葉がわからないのですが、請願の意見書「給特法」、給与等に関する特別措置法というのがあり、これを廃止という事ですが、どのような法律なのか、廃止にする理由は何かという件です。

○佐藤教育長

給特法の中身とそれを廃止するということ、給特法の性格とその内容についてということのご質問だと思いますが、お願いします。高橋学務管理課長。

○高橋学務管理課長

給特法という法律であります、公立の学校教員の給与というものが、一般の行政職とは異なっているといったことが定められている法律になります。その中に教職調整額というものに関する条項がありまして、公立の学校教員には時間外勤務手当は支給されていないのですが、それに代わるものとして、給料の4%の額が教職調整額といった形で支給をされております。それを今回廃止にして、残業手当の支給に関する請願がなされたものでございます。

○佐藤教育長

よろしいですか。衣更着委員。

○衣更着委員

これは一般の市職員の公務員の規定に準ずるようになるということですか。

○佐藤教育長

高橋学務管理課長。

○高橋学務管理課長

現在、財務省と文科省で、この教職調整額の4%といった扱いについて、先の8月の中教審において10%以上にすることが妥当といった答申が出されたことを受け、教職調整額の率をどこまで上げるか国レベルで協議がなされているところです。給特法そのものは、廃止にはならないと思いますけれども、国の動向を今見守っているところになります。

○佐藤教育長

教員の仕事の特殊性、多忙化の解消保障策ということで、従来の4%というのが、今の実態に見合わないのではないかということで、議論が国の方で行われており、時間を置いて

10%まで引き上げていく財務省案と、13%という文科省案で話がされております。また一方では、そういった 10%、13%以上よりまず、教職員のマンパワー、人を増やすことが優先ではないかと、そういった議論もあるところで、教員確保のためにも大きな転換期の法案だと思っております。

他にございませんでしょうか。

役重委員。

○役重委員

一般質問の 7 ページですけれども、不登校児童への対応についてという 3 点ほど質問が出ているのですが、これについて、再質問を含めてこの続きといいますか、どういう議論があったのか、もしありましたら教えていただきたいと思います。

○佐藤教育長

瀬川教育部長。

○瀬川教育部長

不登校に関する再質問としては、まず、実際の教育相談員、それからスクールソーシャルワーカーの人員体制について、何人であるのか、それが十分なのかというような質問があったところで、人数をお答えするとともに、教育相談員については、その時々で人数の拡充も図ってきたこと、スクールソーシャルワーカーについても、教育委員会に配属になっているのですが、市内の学校全体を回っているということで、現在は、十分に対応していることをお答えしたところです。あとは、校内教育支援センターについて、中学校のみの設置ということになっており、これについて小学校にも拡充する可能性はあるのかということも質問がありました。こちらについては、生徒支援員の配置ということになってくるので、その人件費等の関わりも出てくるのですが、現在も小学校、中学校ともなかなか教室に入れないお子さんへの対応というところでは、現実には行っているところであります。そういったお子さんへの教育の保障の観点を含めた指導の充実というのは、きちんと図っていききたいということをお答えしたところでございます。

○佐藤教育長

役重委員。

○役重委員

ありがとうございます。そのとおり教育支援センターですけれども、校内教育支援センターの設置ということもさることながら、やはりその市町村としての、校外の教育支援センター、これが現時点では「風の子ひろば」がそれに相当する位置づけなのではと思いますが、この質疑の中にもあるように、割と今まで閉じられた感じで運用されてきていますので、より教育委員会の延長の中の不登校専用の場所というよりも、もっとオープンに保護者が相談に来たり、あるいは、民間のフリースクールとの連携もそこで行われたりと、本当の意味での教育支援センターというものに、発展的に展開していくことが非常に重要なのではと思っています。その点について、もしこれからの方針があれば、お伺いしたいのが一つと、

この3点目に学童クラブの活用という質問があります。これは真正面からいくと、もちろんこういう答弁になるのですが、より少し政策的に長期的に考えると、今、不登校離職というのがすごく問題にもなっていますので、やはり親が孤立しない、親が仕事を継続できる、精神的にも経済的にもある程度支えられた中で、その子どもの問題に親が向き合えるということ、そういう状況をつくっていくことが非常に重要であると言われていています。従いまして、この学童施設が、日中の利用がいろんな他の施設との兼ね合いで、もし「ここがこれしかない、これが適切なのだ」ということになったら、それは制度を乗り越えて国の方に言っていくなり、そういった対応は積極的に行うことが必要だと思います。もちろん、その施設ではなくてきちんとそういうところに、より適したところがあるということであれば、その方向で検討すべきだと思います。いずれにしても、日中の居場所問題について、前向きに検討していただきたいので、併せてお伺いできればと思います。よろしくお願いします。

○佐藤教育長

瀬川教育部長。

○瀬川教育部長

「風の子ひろば」での対応の関係ですが、まず周知について、校長会でもそのとおり仕組みや制度、支援方法について、共通理解を図ってきたのですが、やはり学校内まで隔々に周知が図られていたかという点、実際に問い合わせのあった親御さんに対して、学校側が適切にお答えできなかったという事実があったということで、やはりそこは、教職員も異動してきたばかりという中で、時期的に年度初めなどはきちんと把握できていないことがあるかもしれませんが、その辺は、すぐにわからなければ確認してお答えするようなことなども含めて周知を図っていきたいと思っております。あとは、直接、教育委員会や「風の子ひろば」に気軽に相談できるというようなことを、一般の方々にも広くわかってもらえるような案内は、今後考えていかなければいけないと思っているところです。

あとは、フリースクールと連携した仕組みということでは、学校の登校扱いのことについても、校長会を通して共通理解を図っているところですし、そういった支援というのは今後も拡充していかなければならないと思っております。

それから、学童クラブの活用に関連して、日中の居場所の関係について議員からはそういった学童クラブの活用はどうかというお話がありましたが、制度的に学童クラブはその目的というのがあるので、そのまま使うことはなかなか難しいということはそのとおりなのですが、やはり議員からお話があったように、送迎などで仕事を休職、離職という例は実際にあるということで、ご苦労をされているご家庭があるということももちろん認識しておりますし、実際に市内のNPO法人でそういったことに関心を見せて取り組んでいる団体もありますので、そういった団体との連携ということも視野に入れながら、不登校児童への対応の仕方については、充実を図っていくことを考えていかなければいけないなと認識しているところです。

○佐藤教育長

役重委員。

○役重委員

ありがとうございます、よくわかりました。この「風の子ひろば」も含めてなのですが、やはり不登校というのは、あってはならない問題として、一生懸命元に戻そうという運用をされてきたのではないかと、私自身、反省を込めて思っており、より親のオルタナティブとして、「いつでもこういう場所がある」、「いつでも相談に行ける」、そして先生方も「そういう場所がある」ということが、明らかに共有されている状態というのが大事だろうなと思っています。

この間、島根県の雲南市の「おんせんキャンパス」、不登校支援の教育支援センターを民間が受託をして、丸ごと廃校を活用してやっているところを見てきました。それについて、もちろん中でされていることはすごく素晴らしい実践ですけど、加えて印象的だったのは、毎年「おんせんキャンパス」の視察が、市内の先生方の教員研修として位置づけられていることで、どういう実践が行われているのかを、どの先生も見えて知っている。それから、ホームページを見るとすぐわかるのですが、市の教育委員会のホームページに、その「おんせんキャンパス」でどういう取組がされているかというのが、動画で非常にわかりやすく、教育長のコメントとも入ってアップされています。なので、何かそういうところからいろいろ変えていったらどうかと思いました。

○佐藤教育長

「COCOLO プラン」と「風の子ひろば」との関係、その辺の説明をお願いします。菅野学校教育課長。

○菅野学校教育課長

国の方でも、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、要は、「COCOLO プラン」ということで、校内教育支援センターの設置の促進というところが、まず、うたわれています。市教育委員会としましては、これまで適応指導教室と、先ほど委員がおっしゃったように、おそらくできた頃は、学校に行けなくなった子たちが、再登校に向けた、その必要なことを様々な身につけていくための場所ということで、「風の子ひろば」が運営されているかと思うのですが、やはり今の国の方針からすればそうではなくて、やはり子どもたちが、「自分はここの場で学ぶんだ」「この場で生活するんだ」というふうに主体的に選択をして、そこで様々な学びを行うと、そういうふうな場所として我々も捉えていかなければならないというところで、市としても「COCOLO プラン」というものをお示しました。

やはり「風の子ひろば」が、いわゆるセンター機能という機能を持ちながら、各学校の校内教育支援センターであるとか、あるいは、今はNPO法人が運営しているキャリノバフリースクール、そういったところの連携を図りながら、やはりどこの学校、あるいは、どこの施設ということではなくて、そういうネットワーク全体で様々な課題を抱えている子たちを見ていくというようなことを進めているところでございますので、センター機能という

ことでも「風の子ひろば」中心にはなりますが、やはりそこだけではなかなか難しい部分も多々ありますので、そういったネットワークといったものを更に整備していきながら、市全体でこの不登校対策に取り組むということで進めてまいりたいと考えております。以上です。

○佐藤教育長

確かに、そういう構想なのですが、そこを現場の先生方、保護者にも周知する、ここが一番大事なところだと思います。そういった雲南市のような発信の仕方、これはやはり勉強していかなければならないし、やっていかなければならないと思います。

それから、もう一つはやはり学校の先生方が、「風の子ひろば」に来てもらう。関係する先生方は、いらっしゃる方もいるのですが、先生方にとっても、実際のところを勉強できる場所であるはずで。そのような意味では、研修の一環で、例えば、初任者の先生方の研修をそういうところでやるとか、生徒指導の担当の先生に、まなび学園での研修会の折に必ず立ち寄ってもらうなど、そういったことをやっていかないと、具体化していかない。なかなか通知を出しても浸透しないわけですから、そういったところは工夫してもらい、何よりも親御さん、そして、子どもたちに、こういう場所があるんだよと、気軽に電話していいんだよと、そういったところが一番の機能の大事な部分だと思いますので、そこはぜひ工夫していきたいと思います。

あとは、NPOの方では、実際、居場所づくりについて、今、実際に具体的な検討をして国のメニューをいろいろ探しているのですが、メニューはあるけども、補助などそういったものは非常に少ない。かといって、花巻で特例校をやるかという、まだそこまでは考えていないです。いずれ県全体としても考えていかなければいけないことでしょうし、自治体バラバラというよりは、やはり少し足並みを揃えないとなかなか厳しいのかなと思います。

他にございませんでしょうか。

中村祐美子委員。

○中村祐美子委員

ありがとうございます。不登校についてのお話があって、私、不勉強で質問もまとめきれていないのですが、今、お話いただいたことってというのは、非常にマクロの話、政策面での話、そして行政での動きということでよくわかったのですが、不登校になったときに、もう学校に行きたくなくて自宅にいる不登校の子、学校には行くけれども保健室までしか行けない保健室登校と言われている子、様々な条件下にある子がいると思うのですが、いろいろな今施策を講じられている場所に、実際に足が向くところというのは、かなりレベルの高い、ポジティブな不登校な子たちなのかなと思っていて、実際に、花巻市の中で不登校の方が何人か、いらっしゃると思うのですが、現状として、どういったレベルの子が多くて、そのためにこういう大きな国としての施策、行政としての施策を、具体的にこれから講じていかれようとしているのか、現状とその施策の部分の繋がり部分、教えていただけたらと思います。

○佐藤教育長

菅野学校教育課長。

○菅野学校教育課長

まず、不登校の市内の現状ですが、今、委員おっしゃったように、不登校の子たちみんなが校内教育支援センターであるとか、「風の子ひろば」に繋がっているわけではなく、本当に数で言うとほんの一部の子たちが、そういう形で自分の教室以外の居場所で生活しているという状況で、多くの子たちは、いわゆるタッチ登校という形で、学校に行くのだけでも、例えば、校門のところで先生と少し会ってあとは帰るであるとか、職員室に顔を出してお話をして帰るということをしているお子さんも多数おりますし、あるいは、それすらできずになかなか学校に向かうことすら難しいと、いわゆる引きこもりの一歩手前、そういうお子さんも一定数いる状況です。そういった子の対応としまして、学校では、まず、担任の先生、あるいは、その不登校担当する教育相談の担当の先生とか、そういった方々が中心になりながら、なんとか子どもたちと触れ合うとか、そういった場面をつくろうということや電話をかけたり、あるいは、家庭訪問を行ったり、あるいは、普段は来られないけれど、学校、大きな行事、イベント的な行事があるときに来てみないかと声をかけたりというふうなことで、様々な働きかけをしております。市としましては、先ほど申しました「風の子ひろば」の相談員が、いわゆるアウトリーチ型支援という形になるのですが、そういったご家庭に、実際、家庭訪問をして、そういうお子さんといろいろなコミュニケーションをとるということも進めております。その場には行けないけれども、完全孤立をしないような形で、いろんなその子たちを救っていくのが今喫緊の課題と考えておりますので、今後は、ICTを例えば使ったそのオンラインでのそういった自宅にいるそういう子と教育相談員が関わったりであるとか、学校の教員が関わったりであるとか、そういうところをちょっと進めていくということで、今、教育委員会としても検討しているところでございます。

○佐藤教育長

中村祐美子委員。

○中村祐美子委員

ありがとうございます。実際に、出されているかどうかかわからないですが、どういうレベルにどれくらいの不登校の子がいるのかが分かる資料は、出されているのでしょうか。

○佐藤教育長

菅野学校教育課長。

○菅野学校教育課長

手元にすぐ資料はないのですが、毎年、国で行われている問題行動等調査という全国調査がありまして、その中で、いじめや暴力と同じく、不登校についても調査項目がございまして、そこにはいろんな機関と関わっている子が何割ぐらいいるとか、そういった毎年数値は出しているところでございます。ただ、完全にカテゴリーを分けられるとか、その子、その子でいろんな関わり方とか状況も様々なので、機械的にこういう子が何割というのは

なかなか出すのが難しいという状況もございますが、そういった調査のデータは一応毎年出ているところです。

○中村祐美子委員

ありがとうございます。

○佐藤教育長

そういった大まかな分類で、見える化するというのが本当は大事だというのは、確かにそのとおりだと思います。国のデータで見ると、繋がっていない子が大体3割から4割だという話でしたけれども、花巻では繋がっていない子はゼロです。基本的には、不登校の支援について、まずは繋げるということ、そういう子どもたちを繋げる、そして支えるところでの課程がそれぞれの子によって、例えば、「風の子ひろば」に来られる子、学校の別室で勉強できる子、タッチ登校の子、その辺のところのレベルのところについては、数値化はもちろんできると思います。

それから、議会の承認をいただいて「風の子ひろば」は相談員が7人で7人のうち2人が、いわゆるアウトリーチ専門です。ですから、学校の先生が行けない場合でも、訪問できるような、そういったネットワークは今できています。ただ、これからの課題とすれば、小学校の方がすこし増加傾向にある、そのところをどうやって課題解決していくかということ、中学校ぐらいだとゆっくりお話もできる、小学校の子で、完全に引きこもりみたいな子はなかなかいないです。大体そういう場合については、福祉と連携して入っていかないとけないというケースが非常に多いようです。そこについては、スクールソーシャルワーカーが中心に、児童福祉関係とのネットワークをもってみんなで支えていく、場合によっては警察も入っていく、そういったことでめいめいのケースに応じて、しっかり協議をしながら、一番いい手法でやっていくということで進めております。

他にございませんでしょうか。

熊谷委員。

○熊谷委員

引き続きな質問ですが、校内教育支援センターということで、国の方で設置しなさいよという奨励もあってなのでしょうけれど、現在は、中学校に6校設置されているということで、実際に学校の教職員のマンパワーが多く入っているわけではないわけで、そうすると中学校であれば、空き時間の教員が対応したりとか、あるいは、管理職が対応したりとか、そういう状況になっていると思うのですが、生徒が1人だったらいいんだろうけれども、これが複数とか大規模校になれば、私も十数人から20人ぐらいの経験があるのですが、対応がなかなか大変ではないかと思います。生徒によっては、いつ来るかわからない、いつ帰るかわからないという状況もあり、生徒によっては生徒同士の人間関係も出てきます。そういう意味では、一つの部屋でなくて複数の部屋を用意しなければならないとか、複数の部屋があれば、複数の職員で対応しなければならないとか、そういう状況も懸念されますので、現状はどうなっているのかお聞きしたい。対応しているのでしょうかけれども、教職員の声だとか学

校長の要望だとか、いや、もっとこうあってほしいという願望だとか、願いとか、その辺の現状を把握している部分お聞かせいただければと思います。

○佐藤教育長

菅野学校教育課長。

○菅野学校教育課長

校内教育支援センターの現状ということでございます。把握している範囲でお答えすることにはなっていますが、まず、現在は大規模校の花巻中学校には2名の生徒支援員がおって、二つの部屋にそれぞれ分かれながら、それぞれの教室、そのセンターに来る子たちを見ているというような状況です。その他の花巻北中、南城中、矢沢中、石鳥谷中、そして東和中は1名ずつになるのですが、それぞれ一室で、やはり花中以外については、実際そういう部屋に来て生活する子がまず1桁の数で、もちろんその子たちも同じ時間に来て同じ時間に帰るわけではなくて、その子の時間に来てあと帰るというのがバラバラなので、今のところは、その生徒支援員のところで、まず、生徒さんの対応はできているというようなところですが、ただ、やはり1人なので、その学習機会の保障というふうになったときに、生徒支援員は皆さんの教員免許をお持ちの方々、スタッフにはなるのですが、やはり全ての教科を学校の教師の授業と同じような内容で指導するというのは、やはりそこはもう限界がありますので、今、我々がその生徒支援員さんある学校と相談しながら進めているのは、そこでICT機器を活用して、その自分の選んだ教科、あるいは、範囲のところを学習するっていうふうなところを、その生徒支援員が見守りながら、必要に応じて声掛けをしていくというようなところを進めていこうとしているところです。

ただ、その一方で、委員からお話があったように、例えば、人間関係が影響して教室に入れないけどその支援センターにも入れないというような子どもがいることも、おそらくあるのだらうなと思いますし、あるいは、校内教育支援センターの中で、その生徒支援員が中心になってやっていることによって、その教室の支援センターにいる子と、担任の、他の学校の教職員との関わりがちょっと薄くなっているというふうな課題もございます。こちら中学校ですと完全な教科担任制なので、その時間に自分の授業がなければ、その部屋に行って生徒と対話をするということは可能なのですが、ただ、そういう空いている時間もなかなか今ないところで、実際授業を回しているという学校の現状もありますので、そういう課題として声が上がってきているのは、やはりその生徒支援員の配置はあるのだけれども、実際、その担任と生徒のその関わり方っていうところでは、なかなかやはりまだ難しい部分があるというところを、こちらの方では声としては聞こえているところです。

あとは実際、生徒支援員の人数は、花中2人なのですが、もちろん生徒数の規模からいくと、もっともっと校内教育支援センターに通うという生徒が増えるということも当然想定されますので、そこについては、財政等の様々なやり取りもあると思いますし、あるいは、教職員の校内体制の部分もあると思いますが、そこは学校と連携を図りながら、できるだけ1人でも多くの子が、その校内のどこかの場所で、自分のペースで学習、あるいは、生活が

できるというところを整備していきたいと考えておりました。以上です。

○佐藤教育長

委員さんおっしゃるとおり、なかなかゴールがどの辺なのかとなると、多分、この校内支援センターで不登校の子どもたち全部は、当然カバーできないと思います。これは、登校している子どもたち、登校しようかなという子どもたちに対する支援です。フリースクールに行っているような子どもたちは、また別のカテゴリーでやっていかなければならない。そういった多様性があるわけですが、少なくとも、このプラン、今始めたばかりで、なかなかまだ軌道に乗っているかというそれぞれのグラウンドルールでやっているのが実態です。ただ、それぞれの学校で、今、中学校で、モデルでやっているところについては、校内支援センターの運営計画をつくって環境整備を整えたという、実際はまだそういうレベルです。それぞれうまくいっているところ、なかなか軌道に乗らないところがあるのも実態ですが、ただ、モデル校にしろ、不適応、あるいは、不登校傾向の子がいる学校では、少なくとも小学校も含めて、別室登校の子についての支援はしています。ただ、専任の先生がいるかという、それぞれの学校事情がありますので、その中で、場合によっては校長室であったり、あるいは、副校長先生が入ったり、あるいは、支援員さんが中心になって一緒に勉強の面倒を見たり、様々な形態ですが、まず、それぞれの学校で、ここまでやりなさいということはなかなかできないので、やれるところまで、まず頑張ってもらおうというのが一つの現実だと思います。

ただ、少なくとも校内での居場所、今までは空き教室で、例えば、机だけあって物置みたいなところで居たと、そういうことだけは絶対なくして、自分たちがいて良い空間だということで、自分たちで空間づくりをしてみたり、あるいは、自分たちで時間割を決めてみたり、そういったことまでは、少しずつ進んでいる状況です。

他にございませんか。

衣更着委員。

○衣更着委員

この議会の内容とは関係ないお話ですけれども、スクールガードに関してですが、児童の登校時に見守り、交差点に立ったり、横断歩道に立ったりして、ジャンパーを着て旗振ってくださる方々が、大迫の場合はそれを教員の出身の方がやってらっしゃるのですが、かつては、大迫小学校がグッツ、ジャンパーだとか旗とか、そういうのを支援したと思うのですが、今はどういう状況になっているのかなと思って、大迫の場合、やはりなり手が少なく、人員確保にこれから悩むような形になると思うのですが、そういう他の学校の事例とか、もしどういうふうに活動してらっしゃるのかなというのを掘っていらっしゃったら教えていただきたいなと思います。

○佐藤教育長

菅野学校教育課長。

○菅野学校教育課長

各学校それぞれということになると思いますが、基本的には各学校のところで地域の方を中心にスクールガードさんのご協力をお願いして、ご協力いただける方が登校時、それから下校時にその学校周辺といいますか、通学路で要所、要所に立っていただいて子どもたちの見守り、それから挨拶というところで取り組んでいただいているところです。

ただ、教育委員会としては、そこに対しての予算等は特に配分もしておりませんので、着るものとかグッズについても、それぞれの学校のところであるものを活用しているかとは思いますが。平成の頃だったと思いますが、国で一斉にそういった学校の見守りの事業を行ったときには、予算を配分されて、そのときには、いろんなジャンパーであるとか、そういったものを揃えたうえで、このスクールガードの活動自体がスタートしておりますので、おそらくその頃のものがまだ残っている学校さんは、それをそのまま使い続けているのかもしれませんが、そこはちょっと調査したことないのでわからないですが、そういったところも含めて今、学校ごとにそれぞれ動いていただいているという状況でございます。

○佐藤教育長

衣更着委員。

○衣更着委員

小学校と相談してみようと思うのですが、コミュニティ会議でそういう話題が出たものですから、今後、そういう機関を使って予算とか、学校とコミュニティとどちらになるか、そういったところで考えていきたいと思います。ありがとうございました。

○佐藤教育長

そこはコミュニティスクールのこれからの大きなポイントでもあるかと思いますが、大体は当時揃えたものというよりは、実際は、コミュニティの予算でお願いしているところが多いと思います。例えば、宮野目の場合だと学校とコミュニティの交通安全対策組織のようなものがあって、そこで協議をしながら進めているということです。どちらかという、学校が中心となってボランティアの方、地域の方をお願いしているということです。ただ、全体の組織とすると、それをまとめていろいろ見て回っていただいたり、何かあったときに相談に乗ったりするという、スクールガードリーダーが3人いまして、3人でそれぞれ担当区域、大迫、東和、石鳥谷、花巻であるとか、そうやって巡回したり、何かの場合にいろいろ相談に乗ったり、助言したりということで、実際は、普段の交通対策、あるいは、クマの出没でも大変お世話になっています。ただ、今おっしゃるようにだいぶ高齢化してきているということで、なり手が少なくなっているという話も確かにあるので、その辺のところ、現場の方々に大変ご迷惑をかけていることですが、もう少し情報と実態を把握して、何かご支援できることはないか。やはり大きな課題だなとは思っております。むしろPTAの方に熱心にやってもらえれば一番いいのですが、その辺は一緒になってやっていかないと、学校だけとなるとこれは限界があります。

他にございませんでしょうか。

それでは、質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長

なしと認め、只今の報告に対する質疑を終結いたします。

次の報告、教育委員会関連行事につきましては、お手元に配付いたしました日程表によりまして報告に代えさせていただきます。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

本日の教育委員会議は、これをもって閉会といたします。大変ありがとうございました。